

「第5次かがわ男女共同参画プラン」の骨子案について

資料1

1 計画の基本的事項

(1) 法令の根拠

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び香川県男女共同参画推進条例第8条に基づき策定する法定計画である。

(2) 計画期間

「第5次かがわ男女共同参画プラン」では4年間（令和9年度～12年度）の施策の方向と具体的施策を示す。

	施策の方向	具体的施策
【当初計画】 「かがわ男女共同参画プラン」	平成13年度～22年度	平成13年度～17年度
「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」		平成18年度～22年度
「第2次かがわ男女共同参画プラン」	平成23年度～27年度	平成23年度～27年度
「第3次かがわ男女共同参画プラン」	平成28年度～令和2年度	平成28年度～令和2年度
【現行計画】 「第4次かがわ男女共同参画プラン」	令和3年度～7年度	令和3年度～7年度
【次期計画】 「第5次かがわ男女共同参画プラン」	令和9年度～12年度	令和9年度～12年度

2 計画策定の背景

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口（各年度10月1日時点） （「香川県人口移動調査」結果より）	951千人	942千人	934千人	925千人	917千人	908千人 （令和7年国勢調査）
労働力人口（年平均） （「労働力調査」モデル推計による 都道府県別結果より）	499千人	—	—	—	—	489千人
社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合 （「県政世論調査」結果より）	14.3% （R元香川県民意識調査）	11.1%	11.1%	11.5%	13.0%	12.9%
県の審議会等に占める女性委員の割合（各年度末時点） （男女参画・県民活動課調べ）	35.4%	36.3%	37.4%	39.1%	38.5%	38.2%
配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相談先について「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた者の割合 （「県政世論調査」結果より）	36.4% （R元香川県民意識調査）	26.1%	26.1%	29.9%	34.2%	26.3
県防災会議の女性委員比率 （男女参画・県民活動課調べ）	15%	16.7%	18.3%	20%	21%	27.4%

第4次かがわ男女共同参画プラン策定後も、県の人口は減少傾向が続いており、労働力不足が深刻化する中、地域の持続的な発展には、一人ひとりが能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現がこれまで以上に求められている。

しかし、本県では、社会全体における男女の地位が平等であると感じる人の割合は依然として低く、県の審議会等における女性委員の割合も未だ目標とする40%に達していない。

また、配偶者等から暴力を受けた経験がある被害者の相談先について、どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合や県の防災会議における女性委員の割合についても、数値に改善があるものの、目標値には達していない。

こうした課題に対応するため、令和8年4月に香川県男女共同参画センターを開設した。次期プランにおいては、センターを県の男女共同参画の拠点として計画に位置付け、男女共同参画社会の実現を一層推進する。

3 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める次の4つの基本理念を計画の基本理念とする。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 施策体系（案）

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進	①若者や女性が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進	(1) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の推進 (2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 (3) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
	②男女共同参画の実現に向けた推進体制の整備・強化	(1) 男女共同参画センターの拠点機能の確立 (2) 市町や多様な主体との連携の強化 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
Ⅱ 誰もがあらゆる分野で参画できる環境づくりの推進	③政策・方針決定過程及び多様な分野における女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 専門分野・産業分野における男女共同参画の推進
	④ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	(1) 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児・介護の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進 (2) 労働者が安心して働ける環境づくりの推進 (3) 多様な働き方の普及と働きやすい環境の整備
Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現	⑤男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	(1) 防災分野における男女共同参画の視点の強化 (2) 防災の現場における男女共同参画の推進
	⑥あらゆる暴力の根絶とすべての人が安心して暮らせる環境の整備	(1) あらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 (2) 性犯罪・性暴力等の根絶に向けた対策の推進 (3) 貧困など生活上の困難に直面する人や、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	⑦生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに応じた健康支援 (2) 健康課題への理解促進